



宮崎県公報

平成23年3月31日(木曜日)号外第36号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

| 規則 | 頁 | 訓令 | 頁 |
|---------------------------------|---|----------------------------------|---|
| ○宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則……(行政経営課) 1 | | ○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令……(行政経営課) 11 | |

規則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第13号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則(昭和40年宮崎県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | 改正後 | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------|-----|--|--------|-----------|---|--------|------|-----|--|--------|---|
| 別表(第2条関係) | 別表(第2条関係) | | | | | | | | | | | | |
| <table><thead><tr><th>出先機関の長</th><th>委任事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>西臼杵支庁長</td><td>1~3の5 [略]</td></tr></tbody></table> | 出先機関の長 | 委任事務 | [略] | | 西臼杵支庁長 | 1~3の5 [略] | <table><thead><tr><th>出先機関の長</th><th>委任事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>西臼杵支庁長</td><td>1~3の5 [略] 3の6 宮崎県自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成16年5月17日定め)による次の事務 (1) 第5条の規定による受給要件の審査及び対象講座の指定の手続に関すること。 (2) 第6条の規定による訓練給付金支給の手続に関すること。 (3) 第7条の規定による給付金の返還に関すること。 (4) 第8条の規定による周知・広報等に関すること。 3の7 宮崎県自立支援教育訓練給付金交付要綱(平成16年5月17日定め)に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号)の施行に関すること。 3の8 宮崎県高等技能訓練促進費等事業実施要綱(平成16年5月17日定め)による次の事務 (1) 第6条の規定による事前相談に関すること。 (2) 第7条の規定による給付金支給の手続に関すること。 (3) 第8条の規定による確認、報告の請求等に関すること。 (4) 第9条の規定による支給決定の取消しに</td></tr></tbody></table> | 出先機関の長 | 委任事務 | [略] | | 西臼杵支庁長 | 1~3の5 [略] 3の6 宮崎県自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成16年5月17日定め)による次の事務 (1) 第5条の規定による受給要件の審査及び対象講座の指定の手続に関すること。 (2) 第6条の規定による訓練給付金支給の手続に関すること。 (3) 第7条の規定による給付金の返還に関すること。 (4) 第8条の規定による周知・広報等に関すること。 3の7 宮崎県自立支援教育訓練給付金交付要綱(平成16年5月17日定め)に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号)の施行に関すること。 3の8 宮崎県高等技能訓練促進費等事業実施要綱(平成16年5月17日定め)による次の事務 (1) 第6条の規定による事前相談に関すること。 (2) 第7条の規定による給付金支給の手続に関すること。 (3) 第8条の規定による確認、報告の請求等に関すること。 (4) 第9条の規定による支給決定の取消しに |
| 出先機関の長 | 委任事務 | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | |
| 西臼杵支庁長 | 1~3の5 [略] | | | | | | | | | | | | |
| 出先機関の長 | 委任事務 | | | | | | | | | | | | |
| [略] | | | | | | | | | | | | | |
| 西臼杵支庁長 | 1~3の5 [略] 3の6 宮崎県自立支援教育訓練給付金事業実施要綱(平成16年5月17日定め)による次の事務 (1) 第5条の規定による受給要件の審査及び対象講座の指定の手続に関すること。 (2) 第6条の規定による訓練給付金支給の手続に関すること。 (3) 第7条の規定による給付金の返還に関すること。 (4) 第8条の規定による周知・広報等に関すること。 3の7 宮崎県自立支援教育訓練給付金交付要綱(平成16年5月17日定め)に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則(昭和39年宮崎県規則第49号)の施行に関すること。 3の8 宮崎県高等技能訓練促進費等事業実施要綱(平成16年5月17日定め)による次の事務 (1) 第6条の規定による事前相談に関すること。 (2) 第7条の規定による給付金支給の手続に関すること。 (3) 第8条の規定による確認、報告の請求等に関すること。 (4) 第9条の規定による支給決定の取消しに | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>4 身体障害者福祉費等補助金交付要綱 (平成 5 年 4 月 1 日定め) に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則 (昭和 39 年宮崎県規則第 49 号) の施行に関すること。</p> <p>4 の 2 地域生活支援事業費等補助金交付要綱 (平成 19 年 3 月 6 日定め) に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。</p> <p>4 の 3 宮崎県障がい者自立支援給付費等負担金交付要綱 (平成 19 年 12 月 1 日定め) に基づく負担金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。</p> <p>4 の 4 ~ 4 の 7 [略]</p> <p>5 ・ 5 の 2 [略]</p> <p>6 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) による次の事務 (1) ~ (15) [略] (16) 第 29 条第 3 項の規定による報告の徴収及び調査に関すること。</p> <p>7 ~ 7 の 3 [略]</p> <p>7 の 4 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) による次の事務 ((3) から (6) までに掲げる事務にあつては、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の各居宅サービス、(11) から (14) までに掲げる事務にあつては、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の各介護予防サービスに係るものに限る。) (1) ~ (12) [略] (13) 第 115 条の 6 第 1 項の規定による命令、要求、質問及び検査に関すること。 (14) 第 115 条の 10 において準用する第 70 条の 2 第 1 項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>8 ~ 19 の 21 [略]</p> <p>19 の 22 中山間地域等直接支払推進事業実施要領 (平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 137 号農林水産事務次官依命通知) 第 4 の 2 の (2) (第 4 の 2 の (3) において準用する場合を含む。) の</p> | <p>関すること。</p> <p>(5) 第 10 条の規定による給付金の返還の請求に関すること。</p> <p>(6) 第 11 条の規定による関係機関との連携等に関すること。</p> <p>3 の 9 宮崎県高等技能訓練促進費等交付要綱 (平成 16 年 5 月 17 日定め) に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。</p> <p>4 ~ 4 の 4 [略]</p> <p>5 ・ 5 の 2 [略]</p> <p>6 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) による次の事務 (1) ~ (15) [略] (16) 第 29 条第 3 項の規定による届出の受理に関すること。 (17) 第 29 条第 7 項の規定による報告の徴収並びに質問及び検査に関すること。</p> <p>7 ~ 7 の 3 [略]</p> <p>7 の 4 介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) による次の事務 ((3) から (6) までに掲げる事務にあつては、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の各居宅サービス、(11) から (14) までに掲げる事務にあつては、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の各介護予防サービスに係るものに限る。) (1) ~ (12) [略] (13) 第 115 条の 7 第 1 項の規定による命令、要求、質問及び検査に関すること。 (14) 第 115 条の 11 において準用する第 70 条の 2 第 1 項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>8 ~ 19 の 21 [略]</p> <p>19 の 22 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用 (平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 74 号農林水産省構造改善局長通知) 第 11 の 4 の規定による抽出検査の実施に関すること。</p> |
|---|--|

| | | |
|--|--|---|
| | <p><u>規定による市町村実施計画の承認に関すること</u></p> <p>○</p> <p>19の23～25の2 [略]</p> <p>25の3 <u>地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第5条の規定による地籍調査の検査に関すること。ただし、<u>地籍調査の検査のうち市町村が行う次に掲げる作業に係るものに限る</u></u></p> <p>○</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第42条第1項第3号に規定する細部図根測量及び同項第4号に規定する一筆地測量</u></p> <p>25の4～29の12 [略]</p> <p>30 国土交通省所管公共用財産管理条例（平成12年宮崎県条例第29号）による次の事務</p> <p>(1) 第3条に規定する行為の許可に関すること（自然公園法（昭和32年法律第161号）第17条に規定する特別地域に係るものを除く。）。</p> <p>(2) [略]</p> <p>31～36の5 [略]</p> <p>36の6 <u>林業経営の再建整備を図ろうとする林業者に対する林業経営維持資金の融通措置実施要綱（昭和56年7月27日付け56林野企第130号農林水産事務次官依命通達）第5の林業経営再建整備計画の認定等及び林業経営の再建整備を図ろうとする林業者に対する林業経営維持資金の融通事務処理要領（昭和56年7月27日付け56林野企第131号林野庁長官通知）第3の再建整備計画の指導等に関すること。</u></p> <p>36の7～36の9 [略]</p> <p>37～38 [略]</p> <p>39 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）による次の事務（森林法第19条第1項第1号の規定により知事が同項の事項を処理する場合（当該森林の全部が西臼杵支庁の所管区域内にあるときに限る。）に限る。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第40条の8第4項の規定による通知に関すること。</u></p> <p>39の2～60 [略]</p> | <p>19の23～25の2 [略]</p> <p>25の3 <u>地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第5条の規定による地籍調査（<u>市町村が行う次に掲げるものに限る。</u>）の検査に関すること。ただし、<u>単点観測法による地籍測量にあつては第2号を除く。</u></u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第42条第1項第3号に規定する細部図根測量</p> <p>(3) <u>第42条第1項第4号に規定する一筆地測量</u></p> <p>25の4～29の12 [略]</p> <p>30 国土交通省所管公共用財産管理条例（平成12年宮崎県条例第29号）による次の事務</p> <p>(1) 第3条に規定する行為の許可に関すること（自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条に規定する特別地域に係るものを除く。）。</p> <p>(2) [略]</p> <p>31～36の5 [略]</p> <p>36の6～36の8 [略]</p> <p>37～38 [略]</p> <p>39 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）による次の事務（森林法第19条第1項第1号の規定により知事が同項の事項を処理する場合（当該森林の全部が西臼杵支庁の所管区域内にあるときに限る。）に限る。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第40条の9第4項の規定による通知に関すること。</u></p> <p>39の2～60 [略]</p> <p>61 <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）による次の事務</u></p> <p>(1) <u>第6条第1項の規定による認定及び第7条の規定による通知に関すること。</u></p> <p>(2) <u>第8条第1項の規定による変更の認定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第9条第1項の規定による第8条第1項の変更の認定に関すること。</u></p> <p>(4) <u>第10条の規定による承認に関すること。</u></p> <p>(5) <u>第12条の規定による報告の徴収に関すること。</u></p> <p>(6) <u>第13条第1項及び第2項の規定による改</u></p> |
|--|--|---|

| | | | |
|---------------------------------------|---|---------------------------------------|--|
| | | | <p>善命令に関すること。 <u>(7) 第14条第1項の規定による認定の取消し及び同条第2項の規定による通知に関すること。</u> <u>(8) 第15条第1項の規定による助言及び指導に関すること。</u></p> |
| <p>[略]</p> <p>福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長</p> | <p>1 社会福祉法による次の事務 ((1)から(12)まで、(14)及び(15)に掲げる事務にあっては、長寿介護課所管の社会福祉法人及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(20) [略] 1の2・1の3 [略] 2 児童福祉法による次の事務</p> <p>(1)～(10) [略] 2の2～2の5 [略]</p> <p>3 <u>身体障害者福祉費等補助金交付要綱に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。</u> 3の2 <u>地域生活支援事業費等補助金交付要綱に</u></p> | <p>[略]</p> <p>福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長</p> | <p>1 社会福祉法による次の事務 (南部福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限り、かつ、(1)から(12)まで、(14)及び(15)に掲げる事務にあっては、長寿介護課所管の社会福祉法人及び市町村の区域を単位とする社会福祉協議会に係るものに限る。)</p> <p>(1)～(20) [略] 1の2・1の3 [略] 2 児童福祉法による次の事務 ((8)及び(9)に掲げる事務にあっては、南部福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限る。)</p> <p>(1)～(10) [略] 2の2～2の5 [略] 2の6 <u>宮崎県自立支援教育訓練給付金事業実施要綱による次の事務</u> <u>(1) 第5条の規定による受給要件の審査及び対象講座の指定の手続に関すること。</u> <u>(2) 第6条の規定による訓練給付金支給の手続に関すること。</u> <u>(3) 第7条の規定による給付金の返還に関すること。</u> <u>(4) 第8条の規定による周知・広報等に関すること。</u> 2の7 <u>宮崎県自立支援教育訓練給付金交付要綱に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。</u> 2の8 <u>宮崎県高等技能訓練促進費等事業実施要綱による次の事務</u> <u>(1) 第6条の規定による事前相談に関すること。</u> <u>(2) 第7条の規定による給付金支給の手続に関すること。</u> <u>(3) 第8条の規定による確認、報告の請求等に関すること。</u> <u>(4) 第9条の規定による支給決定の取消しに関すること。</u> <u>(5) 第10条の規定による給付金の返還の請求に関すること。</u> <u>(6) 第11条の規定による関係機関との連携等に関すること。</u> 2の9 <u>宮崎県高等技能訓練促進費等交付要綱に基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。</u></p> |

| | | |
|------|--|--|
| | <p>基づく補助金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。</p> <p>3の3 宮崎県障がい者自立支援給付費等負担金交付要綱に基づく負担金に係る補助金等の交付に関する規則の施行に関すること。</p> <p>3の4～3の6 [略]</p> <p>3の7 社会福祉施設等指導監査実施要綱第11条第1項第7号の規定による保育所への入所事務の指導監査に関すること。</p> <p>4 障害者自立支援法による次の事務</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>4の2 [略]</p> <p>5 老人福祉法による次の事務</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 第29条第3項の規定による報告の徴収及び調査に関すること。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>9 介護保険法による次の事務((3)から(6)までに掲げる事務にあっては、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の各居宅サービス、(11)から(14)までに掲げる事務にあっては、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の各介護予防サービスに係るものに限る。)</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 第115条の6第1項の規定による命令、要求、質問及び検査に関すること。</p> <p>(14) 第115条の10において準用する第70条の2第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> | |
| 保健所長 | <p>1 医療法(昭和23年法律第205号)による次の事務</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 第7条第1項の規定による開設の許可並びに同条第2項の規定による病床数等の変更の許可に関すること。ただし、病院に係る許可にあっては、申請の受理に関することに限る。</p> | <p>3～3の3 [略]</p> <p>3の4 社会福祉施設等指導監査実施要綱第11条第1項第7号の規定による保育所への入所事務の指導監査に関すること(南部福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限る。)</p> <p>4 障害者自立支援法による次の事務(南部福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限る。)</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>4の2 [略]</p> <p>5 老人福祉法による次の事務(南部福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限る。)</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 第29条第3項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(17) 第29条第7項の規定による報告の徴収並びに質問及び検査に関すること。</p> <p>6～8 [略]</p> <p>9 介護保険法による次の事務(南部福祉こどもセンター及び北部福祉こどもセンターに限り、かつ、(3)から(6)までに掲げる事務にあっては、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の各居宅サービス、(11)から(14)までに掲げる事務にあっては、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の各介護予防サービスに係るものに限る。)</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 第115条の7第1項の規定による命令、要求、質問及び検査に関すること。</p> <p>(14) 第115条の11において準用する第70条の2第1項の規定による申請の受理に関すること。</p> |
| | | <p>保健所長</p> <p>1 医療法(昭和23年法律第205号)による次の事務</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 第7条第1項の規定による開設の許可(病院の開設の許可を除く。)に関すること。</p> <p>(10) 第7条第1項の規定による病院の開設に係る申請の受理に関すること。</p> <p>(11) 第7条第2項の規定による病院の病床等の変更の許可(病床数及び病床の種別ごとの</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(10) <u>第 7 条第 3 項の規定による病床の設置及び病床数等の変更の許可の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(11)～(36) [略]</p> <p>1 の 2～13 の 2 [略]</p> <p>14 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第 9 条第 3 項 (第 9 条の 3 第 10 項及び第 15 条の 2 の 5 第 3 項において準用する場合を含む。)</u> の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(3) <u>第 9 条第 4 項 (第 9 条の 3 第 10 項及び第 15 条の 2 の 5 第 3 項において準用する場合を含む。)</u> の規定による終了の届出の受理に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>第 9 条の 3 第 7 項の規定による変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>第 14 条の 2 第 3 項において準用する第 7 条の 2 第 3 項の規定による変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第 14 条の 5 第 3 項において準用する第 7 条の 2 第 3 項の規定による変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(9) [略]</p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>14 の 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) による次の事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> | <p>病床数の変更の許可を除く。)に関すること。</p> <p>(12) <u>第 7 条第 2 項の規定による病院の病床数及び病床の種別ごとの病床数の変更に係る申請の受理に関すること。</u></p> <p>(13) <u>第 7 条第 3 項の規定による診療所の病床等の変更の許可 (病床数及び病床の種別ごとの病床数の変更の許可を除く。)</u> に関すること。</p> <p>(14) <u>第 7 条第 3 項の規定による診療所の病床の設置並びに病床数及び病床の種別ごとの病床数の変更に係る申請の受理に関すること。</u></p> <p>(15)～(40) [略]</p> <p>1 の 2～13 の 2 [略]</p> <p>14 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第 9 条第 3 項 (第 9 条の 3 第 11 項及び第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)</u> の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(3) <u>第 9 条第 4 項 (第 9 条の 3 第 11 項及び第 15 条の 2 の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)</u> の規定による終了の届出の受理に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>第 9 条の 3 第 8 項の規定による変更の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定による保管の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>第 12 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定による保管の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>第 14 条の 2 第 3 項において準用する第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(10) <u>第 14 条の 5 第 3 項において準用する第 7 条の 2 第 3 項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) <u>第 15 条の 2 の 5 の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(13) <u>第 15 条の 19 第 1 項から第 3 項までの規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(14)・(15) [略]</p> <p>(16) <u>第 21 条の 2 第 1 項の規定による届出の受理に関すること。</u></p> <p>(17) [略]</p> <p>14 の 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) による次の事務</p> <p>(1) <u>第 5 条の 5 (第 7 条の 4 において準用する場合を含む。)</u> の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>14の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）による次の事務</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第5条の5の2の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請書の受理に関すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(7)～(12) [略]</p> <p>(13) 第12条の11の2の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の確認の申請書の受理に関すること。</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) 第12条の11の4の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>(16) 第12条の11の5の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>14の4 宮崎県産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度事務取扱要領（平成20年8月26日定め）による次の事務</p> <p>(1) 第4の1の(1)の規定による審査申請書類の受理に関すること。</p> <p>(2) 第6の1の規定による優良性評価制度評価基準不適合届出書の受理に関すること。</p> <p>14の5～41 [略]</p> <p>42 介護保険法による次の事務（西臼杵支庁長及び福祉事務所長の権限に属するものを除く。）</p> | <p>14の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）による次の事務</p> <p>(1) 第4条の4第1項の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>(2) 第4条の4の2の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>(3) 第4条の17の規定による報告書の受理に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) 第5条の5の2（第5条の5の4において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請書の受理に関すること。</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) 第5条の5の5第1項の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>(8) 第5条の5の11第1項（第12条の11の11において準用する場合を含む。）の規定による報告書の受理に関すること。</p> <p>(9)～(11) [略]</p> <p>(12) 第8条の2の6（第8条の13の6において準用する場合を含む。）の規定による届出書の受理に関すること。</p> <p>(13)～(18) [略]</p> <p>(19) 第12条の4第1項の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>(20) 第12条の5の2の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>(21) 第12条の7の15の規定による報告書の受理に関すること。</p> <p>(22) 第12条の9第1項の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>(23) 第12条の11の2第1項（第12条の11の4において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の確認の申請書の受理に関すること。</p> <p>(24) [略]</p> <p>(25) 第12条の11の5第1項の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>(26) 第12条の11の12第1項の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>(27) 第12条の11の13第1項の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>14の4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年環境省令第1号）附則第12条第1項（第15条、第18条及び第21条において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理に関すること。</p> <p>14の5～41 [略]</p> <p>42 介護保険法による次の事務（西臼杵支庁長、福祉こどもセンター所長及び福祉事務所長の権</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>(1)～(25) [略]</p> <p>(26) 第 115条の6 第 1項の規定による命令、要求、質問及び検査に関すること。</p> <p>(27) 第 115条の10において準用する第70条の2 第 1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>43～58 [略]</p> <p>59 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第11条（第17条の12第 2項及び第18条の13第 2項において準用する場合を含む。）の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。</p> <p>(6) 第12条第 3項（第17条の12第 2項及び第18条の13第 2項において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。</p> <p>(7) 第17条の 4 第 1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理に関すること。</p> <p>(8) 第17条の 5 第 1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の使用の届出の受理に関すること。</p> <p>(9) 第17条の 6 第 1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(10) 第17条の12第 1項において準用する第10条第 2項の規定により、第17条の 8 に規定する期間を短縮すること。</p> <p>(11)～(19) [略]</p> <p>59の 2～70 [略]</p> | <p>限に属するものを除く。)</p> <p>(1)～(25) [略]</p> <p>(26) 第 115条の 7 第 1項の規定による命令、要求、質問及び検査に関すること。</p> <p>(27) 第 115条の11において準用する第70条の2 第 1項の規定による申請の受理に関すること。</p> <p>43～58 [略]</p> <p>59 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 第11条（第17条の13第 2項及び第18条の13第 2項において準用する場合を含む。）の規定による氏名の変更等の届出の受理に関すること。</p> <p>(6) 第12条第 3項（第17条の13第 2項及び第18条の13第 2項において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。</p> <p>(7) 第17条の 5 第 1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の設置の届出の受理に関すること。</p> <p>(8) 第17条の 6 第 1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の使用の届出の受理に関すること。</p> <p>(9) 第17条の 7 第 1項の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(10) 第17条の13第 1項において準用する第10条第 2項の規定により、第17条の 9 に規定する期間を短縮すること。</p> <p>(11)～(19) [略]</p> <p>59の 2～70 [略]</p> |
| <p>[略]</p> | <p>[略]</p> |
| <p>農林振興局長</p> <p>1～2の27 [略]</p> <p>2の28 中山間地域等直接支払推進事業実施要領第4の2の(2)（第4の2の(3)において準用する場合を含む。）の規定による市町村実施計画の承認に関すること。</p> <p>2の29～3の5 [略]</p> <p>3の6 林業経営の再建整備を図ろうとする林業者に対する林業経営維持資金の融通措置実施要綱第5の林業経営再建整備計画の認定等及び林業経営の再建整備を図ろうとする林業者に対する林業経営維持資金の融通事務処理要領第3の再建整備計画の指導等に関すること。</p> <p>3の7 [略]</p> <p>4～4の5 [略]</p> <p>4の6 海岸法施行細則（昭和37年宮崎県規則第1号）による次の事務（中部農林振興局、南那珂農林振興局、児湯農林振興局及び東臼杵農林振興局に限る。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第10条第 1項の規定による権利義務の譲</p> | <p>農林振興局長</p> <p>1～2の27 [略]</p> <p>2の28 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第11の4の規定による抽出検査の実施に関すること。</p> <p>2の29～3の5 [略]</p> <p>3の6 [略]</p> <p>4～4の5 [略]</p> <p>4の6 海岸法施行細則（昭和37年宮崎県規則第1号）による次の事務（中部農林振興局、南那珂農林振興局、児湯農林振興局及び東臼杵農林振興局に限る。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第10条第 1項の規定による権利義務の承</p> |

| | | | |
|------------------------------|---|------------|---|
| | <p>渡の許可に関すること。</p> <p>(3) 第10条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>5～5の7 [略]</p> <p>6 租税特別措置法施行令による次の事務（森林法第19条第1項第1号の規定により知事が同項の事項を処理する場合（当該森林の全部が当該農林振興局の所管区域内にあるときに限る。）に限る。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第40条の8第4項の規定による通知に関すること。</p> <p>6の2～12 [略]</p> <p>13 地籍調査作業規程準則第5条の規定による地籍調査の検査に関すること。ただし、<u>地籍調査の検査のうち市町村が行う次に掲げる作業に係るものに限る。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第42条第1項第3号に規定する細部図根測量及び同項第4号に規定する一筆地測量</p> <p>14～24 [略]</p> | | <p>継の届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第10条第2項の規定による権利義務の譲渡の許可に関すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>5～5の7 [略]</p> <p>6 租税特別措置法施行令による次の事務（森林法第19条第1項第1号の規定により知事が同項の事項を処理する場合（当該森林の全部が当該農林振興局の所管区域内にあるときに限る。）に限る。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第40条の9第4項の規定による通知に関すること。</p> <p>6の2～12 [略]</p> <p>13 地籍調査作業規程準則第5条の規定による地籍調査（<u>市町村が行う次に掲げるものに限る。</u>）の検査に関すること。ただし、<u>単点観測法による地籍測量にあっては第2号を除く。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 第42条第1項第3号に規定する細部図根測量</p> <p>(3) 第42条第1項第4号に規定する一筆地測量</p> <p>14～24 [略]</p> |
| [略] | [略] | [略] | [略] |
| 農業大学 校長 | [略] | 農業大学 校長 | [略] |
| 病害虫防 除・肥料 検査セン ター所長 | <p>1 農薬取締法（昭和23年法律第82号）による次の事務</p> <p>(1) 第8条第1項の規定による届出の受理に関すること。</p> <p>(2) 第8条第2項の規定による変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(3) 第13条第1項の規定による販売者又は農薬使用者に対する立入検査等に関すること。</p> <p>(4) 第13条第3項の規定による立入検査等に関すること。</p> <p>2 肥料取締法（昭和25年法律第127号）による次の事務</p> <p>(1) 第6条の規定による登録の申請の受理に関すること。</p> <p>(2) 第12条第4項の規定による登録の有効期間の更新の受理に関すること。</p> <p>(3) 第13条第1項の規定による変更の届出及び登録証の書換交付の申請の受理に関すること。</p> <p>(4) 第13条第2項の規定による地位承継の届出及び登録証の書換交付の申請の受理に関すること。</p> <p>(5) 第13条第3項の規定による登録証の滅失又は汚損の届出及び登録証の再交付の申請の受理に関すること。</p> <p>(6) 第13条第4項の規定による普通肥料の名称の変更の届出及び登録証の書換交付の申請</p> | | |

| | | | |
|--------------------|---|--------------------|--|
| | <p>の受理に関すること。</p> <p>(7) 第15条の規定による登録の有効期間満了又は失効の届出の受理に関すること。</p> <p>(8) 第16条の2第1項及び第2項の規定による事業の開始の届出の受理に関すること。</p> <p>(9) 第16条の2第3項の規定による指定配合肥料の生産業者の事業の開始の届出事項の変更又は事業の廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>(10) 第22条第1項の規定による特殊肥料の生産業者又は輸入業者の事業の開始の届出の受理に関すること。</p> <p>(11) 第22条第2項の規定による特殊肥料の生産業者又は輸入業者の事業の開始の届出事項の変更又は事業の廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>(12) 第23条第1項の規定による販売業務の開始の届出の受理に関すること。</p> <p>(13) 第23条第2項の規定による販売業務の開始の届出事項の変更又は販売業務の廃止の届出の受理に関すること。</p> <p>(14) 第29条の規定による業務に関する報告の徴収に関すること。</p> <p>(15) 第30条第1項の規定による立入検査等に関すること。</p> <p>(16) 第30条第3項の規定による立入検査等に関すること。</p> <p>(17) 第31条第6項の規定による登録証の返納の受理に関すること。</p> <p>3 肥料取締法施行令(昭和25年政令第198号)第3条の規定による事故肥料譲渡許可申請の受理に関すること。</p> <p>4 肥料取締法施行細則(昭和49年宮崎県規則第49号)による次の事務</p> <p>(1) 第2条の規定による肥料の生産業者からの報告の受理に関すること。</p> <p>(2) 第3条の規定による肥料の輸入業者からの報告の受理に関すること。</p> <p>(3) 第4条の規定による肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者からの報告の受理に関すること。</p> | | |
| [略] | | [略] | |
| <p>土木事務 所長</p> | <p>1～11の12 [略]</p> <p>12 国土交通省所管公共用財産管理条例による次の事務</p> <p>(1) 第3条に規定する行為の許可に関すること(自然公園法第17条に規定する特別地域に係るものを除く。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>13の2 海岸法施行細則による次の事務(宮崎土木事務所、日南土木事務所、串間土木事務所、高鍋土木事務所、日向土木事務所及び延岡土木事務所に限る。)</p> | <p>土木事務 所長</p> | <p>1～11の12 [略]</p> <p>12 国土交通省所管公共用財産管理条例による次の事務</p> <p>(1) 第3条に規定する行為の許可に関すること(自然公園法第20条に規定する特別地域に係るものを除く。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>13 [略]</p> <p>13の2 海岸法施行細則による次の事務(宮崎土木事務所、日南土木事務所、串間土木事務所、高鍋土木事務所、日向土木事務所及び延岡土木事務所に限る。)</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(1) [略] (2) 第10条第1項の規定による権利義務の譲渡の許可に関すること。 (3) 第10条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関すること。 (4) [略] 13の3～38 [略]</p> | <p>(1) [略] (2) 第10条第1項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関すること。 (3) 第10条第2項の規定による権利義務の譲渡の許可に関すること。 (4) [略] 13の3～38 [略] 39 長期優良住宅の普及の促進に関する法律による次の事務 (1) 第6条第1項の規定による認定及び第7条の規定による通知に関すること。 (2) 第8条第1項の規定による変更の認定に関すること。 (3) 第9条第1項の規定による第8条第1項の変更の認定に関すること。 (4) 第10条の規定による承認に関すること。 (5) 第12条の規定による報告の徴収に関すること。 (6) 第13条第1項及び第2項の規定による改善命令に関すること。 (7) 第14条第1項の規定による認定の取消し及び同条第2項の規定による通知に関すること。 (8) 第15条第1項の規定による助言及び指導に関すること。</p> |
| <p>[略]</p> | <p>[略]</p> |
| <p>港湾事務 1～7 [略] 所長 7の2 海岸法施行細則による次の事務 (1) [略] (2) 第10条第1項の規定による権利義務の譲渡の許可に関すること。 (3) 第10条第2項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関すること。 (4) [略] 8～20 [略]</p> | <p>港湾事務 1～7 [略] 所長 7の2 海岸法施行細則による次の事務 (1) [略] (2) 第10条第1項の規定による権利義務の承継の届出の受理に関すること。 (3) 第10条第2項の規定による権利義務の譲渡の許可に関すること。 (4) [略] 8～20 [略]</p> |
| <p>[略]</p> | <p>[略]</p> |
| <p>付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)</p> | <p>付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係)</p> |
| <p>1～30 [略] 31 国土保全山村集落生活環境整備事業補助金交付要綱 (平成18年5月26日定め) に基づく補助金 32～44 [略]</p> | <p>1～30 [略] 31～43 [略] 44 市町村有害鳥獣捕獲促進事業補助金交付要綱 (平成22年4月1日定め) に基づく補助金</p> |

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成23年3月31日

宮崎県知事 河野俊嗣

訓令第3号

本 庁

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前 | | | | | | 改正後 | | | | | |
|--------------------------------|---------------------------------|---|--------------|--|--|--------------------------------|---------------------------------|---|--------------|---|--|
| 別表第3（その1）（第4条関係） 本庁各課特定専決事項 | | | | | | 別表第3（その1）（第4条関係） 本庁各課特定専決事項 | | | | | |
| 課 | 副 知 事 専 決 事 項 | 部長特 定専決 事項 | 次長特定専 決事項 | 課長特定専決事項 | 課 長 補 佐 特 定 専 決 事 項 | 課 | 副 知 事 専 決 事 項 | 部長特 定専決 事項 | 次長特定専 決事項 | 課長特定専決事項 | 課 長 補 佐 特 定 専 決 事 項 |
| [略] | | | | | | [略] | | | | | |
| こども家 庭課 | [略] | | | | | こども家 庭課 | [略] | | | | |
| 環境 森林 課 | | 1 県 行分 収造 林契 約の 締結 に関 する こと 。- | | 1 県行分収造林契約 の解除及び変更契約 の締結に関すること 。- | | 環境 森林 課 | | 1 県 行分 収造 林契 約の 締結 に関 する こと 。- | | 1 県行分収造林契約 の解除及び変更契約 の締結に関すること 。- | |
| [略] | | | | | | [略] | | | | | |
| 森林 整備 課 | | 1 県 行分 収造 林契 約の 締結 に関 する こと 。- | | 1 県行分収造林契約 の解除及び変更契約 の締結に関すること 。- | 2 [略] | 森林 経営 課 | | | | 1 [略] | |
| [略] | | | | | | [略] | | | | | |
| 観光 推進 課 | [略] | | | | | 観光 推進 課 | [略] | | | | |
| | | | | | | 宮農 支援 課 | | | | 1 肥料取締法（昭和 25年法律第127号） による次の事務 （1）第7条の規定 による普通肥料の 登録に関すること 。- | （2）第10条の規定 |

| | | | | |
|----------|-----|----------|-----|--|
| 農産 園芸 | [略] | 農産 園芸 | [略] | <p>による登録証の交付に関すること。</p> <p>(3) 第12条第2項の規定による登録の有効期間の更新に関すること。</p> <p>(4) 第13条第1項、第2項及び第4項の規定による登録証の書換交付に関すること。</p> <p>(5) 第13条第3項の規定による登録証の再交付に関すること。</p> <p>(6) 第19条第2項の規定による普通肥料の譲渡の許可に関すること。</p> <p>(7) 第21条の規定による表示命令に関すること。</p> <p>(8) 第35条第2項の規定による肥料の指定に関すること。</p> <p>2 肥料取締法施行令(昭和25年政令第198号)による次の事務</p> <p>(1) 第4条の規定による事故肥料譲渡許可証の交付に関すること。</p> <p>(2) 第5条第1項の規定による事故肥料成分票の添付命令に関すること。</p> <p>3 都道府県標準配合肥料に関する件(25農政局第1911号昭和25年9月25日付け農政局長通達)による標準配合肥料の設定に関すること。</p> <p>4 使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)別表第2に定める手数料の額の決定に関すること。</p> |
|----------|-----|----------|-----|--|

| | | |
|--------------|--|---|
| 課 畜産 課 | <p>1 県有種畜の配置及び廃用の決定に関すること。</p> <p>2 国有種畜の貸付け及び譲渡申請に関すること。</p> <p>3 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第 182号）第12条第1項の規定による酪農事業施設の変更の承認に関すること。</p> <p>4 家畜取引法（昭和31年法律第 123号）による次の事務</p> <p>(1) 第3条の規定による家畜市場の登録に関すること。</p> <p>(2) 第19条第1項の規定による家畜市場再編整備地域の指定</p> | <p>1 家畜商の免許に関すること。</p> <p>2 薬事法（昭和35年法律第 145号）による次の事務</p> <p>(1) 第30条第1項の規定による動物用医薬品の配置販売業の許可及び許可の更新に関すること。</p> <p>(2) 第33条第1項の規定による動物用医薬品配置販売業従事者の身分証明書との交付に関すること。</p> <p>(3) 第39条第1項の規定による動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可に関すること。</p> <p>3 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第17条に規定する家畜伝染病患畜の殺処分命令に関すること。</p> <p>4 みつばち転飼取締条例（昭和31年宮崎県条例第12号）第3条第1項の規定による転飼の許可に関すること。</p> <p>5 家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）による次の事務</p> <p>(1) 第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許に関すること。</p> <p>(2) 第24条の規定による家畜人工授精所の開設の許可に関すること。</p> <p>6 養ほう振興法（昭和30年法律第 180号）第4条第1項の規定による転飼の許可に関すること。</p> |
|--------------|--|---|

| | | | | | | | |
|---------------|-----|----------------------------|--|--|---------------|-----|---|
| | | に 関 す る こ と | | | | | |
| | [略] | | | | [略] | | |
| 水産 政策 課 | [略] | | | | 水産 政策 課 | [略] | |
| | | | | | 畜産 課 | | <p>1 県有種畜の配置及び廃用の決定に関すること。</p> <p>2 国有種畜の貸付け及び譲渡申請に関すること。</p> <p>3 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第12条第1項の規定による酪農事業施設の変更の承認に関すること。</p> <p>4 家畜取引法（昭和31年法律第123号）による次の事務 (1) 第3条の規定による家畜市場の登録に関すること。 (2) 第19条第1項の</p> <p>1 家畜商の免許に関すること。</p> <p>2 薬事法（昭和35年法律第145号）による次の事務 (1) 第30条第1項の規定による動物用医薬品の配置販売業の許可及び許可の更新に関すること。 (2) 第33条第1項の規定による動物用医薬品配置販売業従事者の身分証明書交付に関すること。 (3) 第39条第1項の規定による動物用高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可に関すること。</p> <p>3 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第66号）第17条に規定する家畜伝染病患畜の殺処分命令に関すること。</p> <p>4 みつばち転飼取締条例（昭和31年宮崎県条例第12号）第3条第1項の規定による転飼の許可に関すること。</p> <p>5 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）による次の事務 (1) 第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許に関すること。 (2) 第24条の規定による家畜人工授精所の開設の許可に関すること。</p> <p>6 養ほう振興法（昭</p> |

| | | | | | | | | | |
|--|--|-----|--|--|--|--|-----|---------------------------|--|
| | | | | | | | | 規定による家畜市場再編整備地域の指定に関すること。 | 和30年法律第 180号) 第 4 条第 1 項の規定による転飼の許可に関すること。 |
| [略] | | | | | [略] | | | | |
| 建築住宅課 | | [略] | | 1～8 [略] | 建築住宅課 | | [略] | | 1～8 [略] |
| | | | | <p>9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)による次の事務</p> <p>(1) 第6条第1項の規定による認定に関すること。</p> <p>(2) 第8条第1項の規定による変更の認定に関すること。</p> <p>(3) 第9条第1項の規定による第8条第1項の変更の認定に関すること。</p> <p>○</p> <p>(4) 第10条の規定による承認に関すること。</p> <p>(5) 第12条の規定による報告の徴収に関すること。</p> <p>(6) 第13条第1項及び第2項の規定による改善命令に関すること。</p> <p>(7) 第14条第1項の規定による認定の取消しに関すること。</p> | | | | | |
| [略] | | | | | [略] | | | | |
| 別表第 5 (第 5 条関係) | | | | | 別表第 5 (第 5 条関係) | | | | |
| 出先機関の長特定専決事項 | | | | | 出先機関の長特定専決事項 | | | | |
| [略] | | | | | [略] | | | | |
| 西臼杵支庁 | | | | | 西臼杵支庁 | | | | |
| 1 農地法による次の事務 | | | | | 1 農地法による次の事務 | | | | |
| (1)～(4) [略] | | | | | (1)～(4) [略] | | | | |
| (5) 第 4 条第 1 項の許可に関すること。ただし、都市計画法、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他関連法等との調整に係るものを除く。 | | | | | (5) 第 4 条第 1 項の許可に関すること。ただし、 <u>転用面積が 2 ヘクタールを超えるもの</u> 及び都市計画法、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他関連法等との調整に係るものを除く。 | | | | |
| (6)～(8) [略] | | | | | (6)～(8) [略] | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>1 の 2 ～ 14 [略] [略] 保健所 1 ～ 4 [略] 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）による次の事務</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>6 宮崎県産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度事務取扱要領（平成20年 8月26日定め）による次の事務</p> <p>(1) 第 4 の 3 の規定による適合許可証（産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（積替施設又は保管施設を有しない場合に限る。）に係る許可証に限る。）の交付に関すること。</p> <p>(2) 第 6 の 1 及び 2 の規定による交付済み適合許可証（産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（積替施設又は保管施設を有しない場合に限る。）に係る許可証に限る。）の記載の修正に関すること。</p> <p>7 [略] [略] 木材利用技術センター 1 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第 9 号）別表第 1 及び別表第 2 に定める使用料及び手数料の額の決定に関すること。 [略] 農林振興局 1 農地法による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第 4 条第 1 項の許可に関すること。ただし、都市計画法、砂利採取法その他関連法等との調整に係るもの（宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）別表土木事務所長の項第24号の規定により土木事務所長に委任された開発行為等の許可並びに都市計画法施行細則第43条の規定により宮崎市、都城市及び延岡市に委任された開発行為等の許可（以下この号において「開発行為等の許可」という。）との調整に係るものを除く。）を除く。 (6)～(8) [略] 1 の 2 ～ 3 [略] [略] 病害虫防除・肥料検査センター 1 肥料取締法（昭和25年法律第 127号）による次の事務 (1) 第 7 条の規定による普通肥料の登録に関すること。 (2) 第10条の規定による登録証の交付に関すること。 (3) 第12条第 2 項の規定による登録の有効期間の更新に関すること。 (4) 第13条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定による登録証の書換交付に関すること。 (5) 第13条第 3 項の規定による登録証の再交付に関する</p> | <p>1 の 2 ～ 14 [略] [略] 保健所 1 ～ 4 [略] 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）による次の事務 (1) 第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による検査に関すること。 (2)～(5) [略] (6) 第15条の 2 の 2 第 1 項の規定による検査に関すること。 (7)・(8) [略]</p> <p>6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成23年環境省令第 1 号）附則第14条及び第20条の規定による許可証（積替施設又は保管施設を有しない場合に限る。）の交付に関すること。</p> <p>7 [略] [略] 木材利用技術センター 1 使用料及び手数料徴収条例別表第 1 及び別表第 2 に定める使用料及び手数料の額の決定に関すること。 [略] 農林振興局 1 農地法による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第 4 条第 1 項の許可に関すること。ただし、転用面積が 2 ヘクタールを超えるもの及び都市計画法、砂利採取法その他関連法等との調整に係るもの（宮崎県事務委任規則（昭和40年宮崎県規則第10号）別表土木事務所長の項第24号の規定により土木事務所長に委任された開発行為等の許可並びに都市計画法施行細則第43条の規定により宮崎市、都城市及び延岡市に委任された開発行為等の許可（以下この号において「開発行為等の許可」という。）との調整に係るものを除く。）を除く。 (6)～(8) [略] 1 の 2 ～ 3 [略] [略]</p> |
|---|--|

| | |
|--|------------|
| <p>こと。</p> <p>(6) 第19条第2項の規定による普通肥料の譲渡の許可に関すること。</p> <p>(7) 第21条の規定による表示命令に関すること。</p> <p>(8) 第35条第2項の規定による肥料の指定に関すること。</p> <p>。</p> <p>2 肥料取締法施行令(昭和25年政令第198号)による次の事務</p> <p>(1) 第4条の規定による事故肥料譲渡許可証の交付に関すること。</p> <p>(2) 第5条第1項の規定による事故肥料成分票の添付命令に関すること。</p> <p>3 都道府県標準配合肥料に関する件(25農政局第1911号昭和25年9月25日付け農政局長通達)による標準配合肥料の設定に関すること。</p> <p>4 使用料及び手数料徴収条例別表第2に定める手数料の額の決定に関すること。</p> <p>[略]</p> | <p>[略]</p> |
|--|------------|

別表第9(第10条関係)

| 出先機関名 | 第1代決者 | 第2代決者 | 第3代決者 |
|----------------|-------------------------|-----------------------|-------|
| [略] | | | |
| 病虫害防除・肥料検査センター | 副所長 | | |
| 家畜保健衛生所 | 管理課長(宮崎家畜保健衛生所においては副所長) | 管理飼料課長(宮崎家畜保健衛生所に限る。) | |
| [略] | | | |

別表第9(第10条関係)

| 出先機関名 | 第1代決者 | 第2代決者 | 第3代決者 |
|---------|---------------------------|-----------------------|-------|
| [略] | | | |
| 家畜保健衛生所 | 生産安全課長(宮崎家畜保健衛生所においては副所長) | 生産安全課長(宮崎家畜保健衛生所に限る。) | |
| [略] | | | |

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。